

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|-----------------|----------------|---|
| 遊興施設等 (第11号) | キャバレー | <p>1 飲食店許可なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項) |
| | ナイトクラブ | |
| | ダンスホール | |
| | スナック | |
| | バー（接待や遊興を伴うもの） | |
| | ダーツバー | |
| | パブ | |
| | 性風俗店 | |
| | アダルトショップ | |
| | 個室ビデオ店 | |
| | カラオケボックス | |
| | 射的場 | |
| | ライブハウス | |
| | 場外馬（車・舟）券場 | |
| | | <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p> |
| | | <p>2 飲食店許可あり</p> <p>(1) 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼 <p>●飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクション」の活用を推奨</p> <p>(2) 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼 <p>●酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</p> <p>(3) カラオケ設備を提供している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 <p>(4) 上記（1）～（3）の店舗に共通</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p> |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|---------------|--------------|---|
| 運動施設 (第9号) | 体育館 | ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | 水泳場 | |
| | ボウリング場 | |
| | スケート場 | ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 |
| | ゴルフ練習場 | |
| | バッティング練習場 | ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 |
| | 陸上競技場 | |
| | 野球場 | ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 |
| | テニス場 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | 柔剣道場 | ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | 弓道場 | |
| | スポーツクラブ | |
| | ホットヨガ、ヨガスタジオ | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|--------------|---------|---|
| 遊技場 (第9号) | マージャン店 | ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | パチンコ屋 | |
| | ゲームセンター | ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 |
| | | ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 |
| | | ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | | ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|--------------|--------|---|
| 遊技場 (第9号) | テーマパーク | <ul style="list-style-type: none"> ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | 遊園地 | <ul style="list-style-type: none"> ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|--|---------|---|
| 劇場等 (第4号) | 劇場 | ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | 観覧場 | |
| | 演芸場 | |
| | 映画館 | |
| | プラネタリウム | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</p> <p>●以下の事項を実施するよう協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p> | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|---------------------|--------|---|
| 集会・展示施設 (第5号、6号) | 集会場 | ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | 公会堂 | |
| | 展示場 | ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 |
| | 貸会議室 | |
| | 文化会館 | |
| | 多目的ホール | ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 |
| | | |
| | | ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | | ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|--------|-----|---|
| (第10号) | 博物館 | ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | 美術館 | |
| | 科学館 | |
| | 記念館 | ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 |
| | 水族館 | |
| | 動物園 | ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 |
| | 植物園 | |
| | | ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | | ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|---------------|---------------------|---|
| ホテル等 (第8号) | ホテル（集会の用に供する部分に限る。） | <p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項)</p> |
| | 旅館（集会の用に供する部分に限る。） | <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</p> |
| | | <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</p> |
| | | <p>●以下の事項を実施するよう協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | | <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p> |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|-------------------|----------------------------|---|
| 商業施設 (第7号、12号) | ペットショップ（ペットフード売り場を除く） | ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | ペット美容室（トリミング） | |
| | 宝石類や金銀の販売店 | ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 |
| | 住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの） | |
| | 古物商（質屋を除く。） | |
| | 金券ショップ | ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 |
| | 古本屋 | |
| | おもちゃ屋、鉄道模型屋 | |
| | 囲碁・将棋盤店 | |
| | DVD/ビデオショップ | |
| | DVD/ビデオレンタル | |
| | アウトドア用品、スポーツグッズ店 | |
| | ゴルフショップ | |
| | 土産物屋 | |
| | 旅行代理店（店舗） | |
| | アイドルグッズ専門店 | |
| | ネイルサロン | ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | まつ毛エクステンション | |
| | スーパー銭湯 | |
| | 岩盤浴 | |
| | サウナ | |
| | 整体院（※1） | ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | エステサロン | |
| | 日焼けサロン | |
| | 脱毛サロン | |
| | 写真屋 | |
| | フォトスタジオ | |
| | 豪奢品販売（高級衣料品等（※2）、高級オーディオ等） | |
| | 美術品販売 | |
| | 展望室 | |

※1 主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請・協力依頼の対象外とする。

※2 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、
高級宝飾雑貨 等

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|-----------------------------------|--|--|
| 飲食店等 (第14号) (宅配・テークアウトを除く。) | 飲食店 料理店 喫茶店 和菓子・洋菓子店 タピオカ屋 居酒屋 屋形船 バー（接待や遊興を伴わないもの） | <p>（1）「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける 「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に 掲示している店舗</p> <ul style="list-style-type: none">●認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼●飲食の場における安全安心の確保のために 「TOKYOワクション」の活用を推奨 <p>（2）点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗</p> <ul style="list-style-type: none">●同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、 滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼●酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼 <p>（3）カラオケ設備を提供している店舗</p> <ul style="list-style-type: none">●利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行う など、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 <p>（4）上記（1）～（3）の店舗に共通</p> <ul style="list-style-type: none">●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|----------------------------|---|---|
| 医療施設（※） | 病院 診療所 歯科 薬局 鍼灸・マッサージ 接骨院 柔道整復 | <p>時短要請等対象外</p> <p>※ 国家資格有資格者が治療等を行うもの以外の施設は以下のとおり。</p> <p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項)</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</p> <p>●以下の事項を実施するよう協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p> |
| 生活必需物資販売施設 (豪奢品（※1）を除く) | 卸売市場 食料品売り場（※2） コンビニエンスストア 百貨店（生活必需品売場） スーパー・マーケット ホームセンター（生活必需品売場） ショッピングモール（生活必需品売場） ガソリンスタンド 靴屋 衣料品店 雑貨屋 文房具屋 酒屋 | <p>時短要請等対象外</p> <p>※1 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、 高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等</p> <p>※2 移動販売店舗を含む。</p> |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|-----------|---|-----------------|
| 住宅・宿泊施設 | ホテル カプセルホテル 旅館 民泊 共同住宅 寄宿舎 下宿 ラブホテル Wiークリーマンション | 時短要請等対象外 |
| 交通機関等 | バス タクシー レンタカー 電車 船舶 航空機 物流サービス（宅配等を含む） | 時短要請等対象外 |
| 工場等 | 工場 作業場 | 時短要請等対象外 |
| 金融機関・官公署等 | 銀行 消費者金融 A T M 証券取引所 証券会社 保険代理店 事務所 官公署 | 時短要請等対象外 |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|-------------------|---------------|---|
| その他 (豪奢品※を除く。) | 貸倉庫 | 時短要請等対象外 |
| | 郵便局 | ※ 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等 |
| | メディア | |
| | 不動産業者 | |
| | 火葬場 | |
| | 獣医 | |
| | ペットホテル | |
| | たばこ屋（たばこ専門店） | |
| | ブライダルショップ | |
| | 本屋 | |
| | 自転車屋 | |
| | 家電販売店 | |
| | 園芸用品店 | |
| | 修理店（時計、靴、洋服等） | |
| | 鍵屋 | |
| | 100円ショップ | |
| | 駅売店 | |
| | 家具屋 | |
| | 自動車販売店、カー用品店 | |
| | 花屋 | |
| | ランドリー | |
| | ごみ処理関係 | |
| | 神社 | |
| | 寺院 | |
| | 教会 | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|-------------------|----------------------|---|
| 学校 (第1号) | 幼稚園 | ●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 ・基本的な感染防止対策の実施 なお、令和5年4月1日からは、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。 |
| | 小学校 | |
| | 中学校 | |
| | 義務教育学校 | |
| | 高等学校 | |
| | 高等専修学校 | |
| | 高等専門学校 | |
| | 中等教育学校 | |
| 保育所等 (第2号) | 特別支援学校 | |
| | 保育所等（幼保連携型認定こども園を含む） | |
| | 学童クラブ | |
| | 障害児通所支援事業所 | |
| | 上記以外の児童福祉法関係の施設 | |
| | 障害福祉サービス等事業所 | |
| | 老人福祉法・介護保険法関係の施設 | |
| | 婦人保護施設 | |
| 大学等 (第3号) | その他の社会福祉施設 | |
| | 大学 | |
| | 専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校 | |
| | 日本語学校・外国語学校 | |
| | インターナショナルスクール | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|---------------|------|---|
| 集会場等 (第5号) | 結婚式場 | <p>(1) 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼 ●飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクション」の活用を推奨 <p>(2) 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼 ●酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼 <p>(3) カラオケ設備を提供している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 <p>(4) 上記(1)～(3)の店舗に共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|---------------|-----|---|
| 集会場等 (第5号) | 葬祭場 | <ul style="list-style-type: none"> ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|----------------|-----|---|
| 博物館等 (第10号) | 図書館 | <p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項)</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</p> <p>●以下の事項を実施するよう協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p> |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|----------------|-----------------|---|
| 遊興施設 (第11号) | マンガ喫茶 ネットカフェ | <p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項)</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</p> <p>●以下の事項を実施するよう協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p> |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|----------------|---------|---|
| 商業施設 (第12号) | 銭湯（※） | ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | 理容室 | |
| | 美容店 | ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 |
| | 質屋 | |
| | 貸衣装屋 | |
| | クリーニング店 | ●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 |
| | | ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | | ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| | | ※物価統制令の対象となるもの |
| | | |

お問い合わせの多い施設（一覧表）

| 種類 | 施設 | 措置等の内容 |
|----------------|----------------|---|
| 学習塾等 (第13号) | 自動車教習所 | ●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 (法第24条第9項) |
| | 学習塾 | |
| | オンライン授業 | |
| | 家庭教師 | |
| | 英会話教室 | |
| | 音楽教室 | |
| | 囲碁・将棋教室 | |
| | 生け花・茶道・書道・絵画教室 | |
| | そろばん教室 | ●以下の事項を実施するよう協力を依頼 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| | バレエ教室 | |
| | 体操教室 | |
| | | ●業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |